

1. 事業の必要性・概要

騒音・振動対策は、生活環境保全上の支障を防止するため、騒音規制法及び振動規制法に基づき施策を講じてきた。近年、これらの施策の効果や環境意識の高まりにより、全体的な騒音・振動レベルが低下してきているところであるが、法律制定時に想定していた状況とは異なる、元々静穏な地域における低騒音の施設に対する苦情や、低周波音に関する苦情が多く発生している。

これまで、国民向けに近隣騒音や低周波音に関するリーフレットを作成・公開し、また地方公共団体職員が苦情対応の際に使用できる「低周波音問題対応の手引書」を公表するなど、対策を講じてきたところであるが、増加する騒音・振動に係る問題の苦情に対応するため、これまでの施策を進め、静穏な環境における苦情実態や必要な対策手法、考え方を整理していく必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

①騒音・低周波音の対応に関する検討

これまで風力発電施設から発生する騒音等について調査・検討を実施し、施設特有の音の性質や、設置場所の環境等により苦情が変化することが判明した。そのため、風力発電施設の騒音苦情において、音の性質等に起因する苦情が多いと見受けられることから、生活環境維持に必要な情報について収集・検討を行うとともに、騒音、低周波音の正しい知識について、積極的な情報発信を実施する。

②騒音・振動の新たな対策手法の推進に係る検討

これまで、社会反応調査や対策技術等の情報収集を実施してきたところ、地域の騒音暴露状況や把握状況から、最新の科学的知見を反映したものに見直し、騒音施策の達成状況を的確に把握できるよう、検討を実施する。

③様々な社会的状況の変化に対応した騒音施策の推進

現在、環境基準の類型指定がなされていない地域の実測調査を行い、静穏な地域における騒音問題対策について推進する。また、近隣騒音の状況を把握するため、現在条例で措置を講じられている深夜騒音や拡声器騒音等の実態を把握し、法規制の必要性等について検討を行う。

3. 施策の効果

調査検討により判明した事項について、様々な措置を講ずることで、苦情件数が低減されるとともに、より良好な環境を維持することができる。

また、正確な知識や対策等について積極的に情報発信することにより、現在騒音・低周波音の苦情がよせられている風力発電施設等について、国民の不安を解消するとともに、地方公共団体や事業者がより適切な対応を実施することが可能となる。



騒音・振動公害防止強化対策費

平成27年度要求額 41百万円(24百万円)

事業目的・概要等

背景・目的

- 環境意識の高まり等により、騒音・振動レベルが低下
- 静穏な地域において、低騒音・振動の施設に対する苦情が増加
- これまでの調査検討により、音量ではなく音の性質等に起因する苦情を確認

事業概要及びスキーム

騒音・振動公害防止強化対策を行うため、以下について調査検討する。

- ①騒音・低周波音の対策
- ②騒音・振動の新たな対策手法の推進
- ③様々な社会的状況の変化に対応した騒音施策の推進

請負対象：民間団体
支出予定先：民間団体

- ① これまで調査・検討をしてきた風力発電施設からの騒音・低周波音の調査結果を踏まえ、現在苦情が発生している施設について、音質等に注目する。実態調査を実施し、生活環境維持に必要な情報について整理するとともに、正確な情報について積極的に発信する。
- ② 地域の騒音暴露状況や把握状況を整理し、現在の環境基準について、最新の科学的知見を踏まえ、見直しの必要性も含めて、検討を実施する。
- ③ 現在、環境基準の類型指定がなされていない地域(工業専用地域、市街化調整区域等)の実測調査を行い、静穏な地域や規制の対象とされていない地域における騒音問題対策について整理し、必要な対策や考え方の整理を実施する。

期待される効果

- 苦情件数の低減
- より実態に即した、きめ細やかな施策の展開

- ・ 積極的な情報発信により、事業者の対策手法や地方公共団体の苦情対応力の向上
- ・ 生活環境の向上

- ・ より実態に即した評価指針、手法により、必要な防音・防振対策の推進